

令和5年度学校人権ふれあい講座助成事業実施要領

(目的)

第1条 河内長野市人権協会（以下「人権協会」という）は、河内長野市立小学校・中学校・幼稚園（以下「市立学校園」という。）が実施する人権課題に係る教育・啓発活動等に対して助成することで、人権尊重のまちづくりのより一層の推進に寄与する。

(助成対象事業)

第2条 助成対象とする事業は、市立学校園及び市立学校園のPTA等が実施主体となり、人権尊重の理念に基づき人権尊重思想の普及・高揚を目的とした人権教育・啓発推進事業とし、PTA会員・地域住民等広く参加が見込まれる次の各号に掲げる課題とする。

- (1) 女性
- (2) 子ども
- (3) 高齢者
- (4) 障がい者（重点テーマ）
- (5) 外国人（重点テーマ）
- (6) 同和問題（重点テーマ）
- (7) ハンセン病（重点テーマ）
- (8) 新型コロナウイルス感染症（重点テーマ）
- (9) インターネットと人権（重点テーマ）
- (10) 性的マイノリティ（重点テーマ）
- (11) その他の人権問題

(助成額)

第3条 助成対象は、1学校園あたり1事業とし、助成額は、助成対象事業費の2分の1以内で、第2条第4号から第10号までに掲げる課題に係る事業については3万円を限度とし、それ以外は2万円を限度とする。ただし、100円未満の端数は切り捨てます。

2 事業費に、他機関（国府市等の行政機関）等からの補助金等を充当する場合、その金額を助成対象事業費から控除するものとする。

（助成対象経費）

第4条 助成対象とする経費は、助成対象事業の実施に係る経費とする。

2 前項の経費には、事前打ち合わせ等に係る経費、食糧費、記念品代等に要する経費は含まないものとする。

（申請）

第5条 事業実施にあたり助成を受けようとする者は、別に定める様式により必要書類を添えて申請を行うものとする。

（助成額の決定）

第6条 人権協会は、助成額の決定にあたり申請内容を審査し、決定した場合は書面により通知するものとする。

（報告）

第7条 助成を受ける市立学校園は、事業完了後、別に定める様式により必要書類を添えて報告を行うものとする。

（助成金の交付）

第8条 人権協会は、第7条の完了報告を審査した後、助成金を交付するものとする。

（事業実績の公表等）

第9条 人権協会は、助成した市立学校園の対象事業の実績等について、公表等を行うものとする。